

## 釧路市立地適正化推進補助金申請・交付手続きの流れ

### 1 指定申請（事業者→市）

#### （1）申請の時期

- ・誘導施設の新築、増築、改築工事の着手前60日から着手後30日まで  
（売買による取得又は誘導施設の用に供する設備の取得の場合はその取得前60日から取得後30日まで）

#### （2）提出する書類

- ① 使用する書式 指定申請書
- ② 添付書類
  - ・定款の写し
  - ・法人登記簿謄本の写し
  - ・最近2期の決算書
  - ・位置図
  - ・平面図
  - ・立面図
  - ・設備配置図（予定）
  - ・建築確認済証の写し ※建築確認申請を要する誘導施設のみ

### 2 事業者指定（市→事業者）

#### （1）指定の時期

- ・1で提出された指定申請書に基づき審査を行い、「指定事業者」として指定する。

#### （2）交付書類 指定書

#### （3）条件設定

- ・必要があると認めた場合は、指定に条件を付す。

### 3 着手（取得）の届出（指定事業者→市）

#### （1）届出の時期

- ・誘導施設の新築、増築、改築工事の着手後（売買による取得又は誘導施設の用に供する設備の取得の場合はその取得後）速やかに届け出ること。
- ・事業者指定を受ける前に誘導施設の新築、増築、改築工事の着手をした者（売買による取得又は誘導施設の用に供する設備の取得の場合はその取得した者）は、事業者指定を受けた後速やかに届け出ること。

#### （2）提出書類

- ①使用する書式 着手（取得）届

## ②添付書類

- ・ 建築請負契約書の写し
- ・ 建物、機械設備等の売買契約書の写し
- ・ 建物の登記簿謄本の写し
- ・ 誘導施設の賃貸借契約書の写し

## 《Q&A》

Q 1 新築、増築、改築のどの時点をもって、着手年月日とするのか？

A 1 ① 建物等を建築する場合

- ・ 誘導施設の新築、増築、改築に着手した日となる。  
→ 具体的には、基礎工事に着手した日となるが、例えば「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となる。

② 建物を買収する場合

- ・ 建物を取得した日とする。  
建物等を購入する時点から既に工事に始まっているとみなされるので、具体的には、建物等の所有権移転登記が完了した日となる。

③ 機械設備等を取得する場合

- ・ 機械設備等を取得した日とする。  
具体的には、機械設備等の取得に係る契約を締結した日となる。

④ 建物の建築に先立ち、機械設備等を取得する場合

- ・ 機械設備等を取得した日とする。  
具体的には、機械設備等の取得に係る契約を締結した日となる。

## 4 完成の届出（指定事業者→市）

(1) 届出の時期

- ・ 誘導施設の完成後速やかに届け出ること。

(2) 提出書類

① 使用する書式 完成届

② 添付書類

- ・ 建築検査済証の写し ※指定申請時に建築確認済証を提出した誘導施設のみ

## 《Q&A》

Q 1 新築、増築、改築のどの時点をもって、完成年月日とするのか

A 1 原則として、建物の完成のみならず、機械設備等に係る据付工事が完了し、これらの資産を取得した日をもって完成年月日とする。(売買による取得で工事を伴わない場合は完成届の提出は不要)

5 事業等開始の届出（指定事業者→市）

（１）誘導施設の事業等を開始した後速やかに届け出ること。

（２）提出書類

① 使用する書式 事業等開始届

② 添付書類

誘導施設の確認書類

・店舗等の床面積が1,500㎡以上の各種食料品を取り扱う小売店舗

→ 食品衛生法第52条に係る販売業許可証の写し

・診療科として内科を有する病院

→ 医療法施行令第4条の2に係る病院の開設の届出の写し

・診療科として内科を有する診療所

→ 医療法施行令第4条の2に係る診療所の開設の届出の写し

6 補助の申請（指定事業者→市）

（１）申請の時期

・対象要件の具備した以後最初の1月31日まで

（２）申請要件

① 市税を完納している。

② 申請の際、誘導施設において事業が開始されている。

（３）使用する書式 補助金交付申請書

（４）添付書類

① 1年目申請時のみ

・償却資産申告書の写し ※2年目以降も変更がある場合は、随時提出が必要

※建物のみの申請の場合は不要

・建物、機械設備等の取得に係る請求書の写し

・代金の支払いを証明できる書類（領収証、振込票控など）の写し

・位置図（確定）

・平面図（確定）

・立面図（確定）

・設備配置図（確定）

② 毎年度必要なもの

・法人税法申告書の写し

・法人税法別表16（二）に係る資産台帳 ※固定資産減価償却内訳表のみでは不可

・理由書 ※未だ決算期に至らず確定申告がなされていないため、上記の書類を提出できない場合（様式あり）

- ・市税の納税証明書 ※1月以降に発行されたもの  
※市税の完納証明書でも可
  - ・同意書 ※様式あり
  - ・直近の決算書
  - ・賃貸借契約書の写し ※賃貸借を行い誘導施設の用に供する事業を行う指定事業者のみ
  - ・請求書兼領収書 ※市共通の契約関係様式、ホームページより取得可能
- ※ 補助申請額は、補助交付予定額の要件を満たしていれば、申請者の書類作成業務を軽減するため、建物のみの申請とすることは支障がない。

#### 7 補助の決定・実施（市→指定事業者）

補助の決定にあたっては、指定事業者が、釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないという条件を付す。

##### (1) 決定書の交付時期

補助金交付申請書を受理し、審査を行った後に交付する。補助金交付申請書は年度ごとに提出し、申請年度ごとに交付決定を行う。

##### (2) 使用する書式 補助金交付決定書

##### (3) 補助の実施時期 補助金交付決定書を交付した年度又はその翌年度

#### 8 事業等の状況報告（指定事業者→市）

##### (1) 報告の時期

最初に補助金の交付を受けた日の属する年度から10年度後までの各年度の決算終了後、速やかに報告する。

##### (2) 提出書類

- ① 使用する書式 事業等報告書
- ② 添付書類 直近の決算書

※ その他必要に応じて行う手続き

#### 9 指定申請内容の変更（指定事業者→市）

事業者指定を受けた後、指定申請の内容を変更しようとする場合

##### (1) 手続きの時期

- ・指定事業者は、速やかに申請すること。
- ・市は、計画変更申請書を受理し、審査を行い、承認の是非について指定事業者に通知

すること。

(2) 提出書類

① 使用する書式 計画変更申請書

② 添付書類

- ・変更の内容がわかる関係資料、図面等
- ・法人登記簿謄本（指定事業者の名称、住所、代表者を変更する場合）

(3) 申請が必要となるもの

- ・指定事業者の名称、住所を変更する場合
- ・誘導施設の所在地を変更する場合
- ・誘導施設の事業内容に大幅な変更がある場合
- ・その他誘導施設の整備に係る計画に重要な変更を生じる場合

10 事業等休止等の予定の届出（指定事業者→市）

誘導施設の事業等開始後10年以内に事業等を休止、廃止（倒産を除く）する場合

(1) 手続の時期

- ・指定事業者は速やかに届け出ること。
- ・市は、事業等休止等予定届を受理し、(3)のとおり、事業等の休止又は廃止に関する協議を行う。

(2) 提出書類 事業等休止等予定届

(3) 事業等の休止又は廃止に関する協議の内容

- ・事業等の休止又は廃止に至る理由
- ・補助の対象とした誘導施設の今後の取扱い

11 事業の休止（廃止・変更）の届出（指定事業者→市）

- ・誘導施設の事業等開始後10年以内に事業等を休止、廃止した場合
- ・誘導施設の事業等開始後10年以内に事業等の内容を著しく変更した場合

(1) 手続の時期

- ・指定事業者は速やかに届け出ること。
- ・市は、事業等休止（廃止）届を受理し、受理した旨を指定事業者に通知すること。

(2) 提出書類 事業等休止（廃止・変更）届

12 指定及び措置の取り消し

(1) 取り消しを行う場合

指定事業者が次のいずれかに該当する場合は、指定又は補助金交付決定を取り消すことができる。

① 補助の対象要件を欠くに至ったとき。

- ② 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- ③ 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。（指定にあたっては、「指定事業者が、釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と認められたとき。」という条件を付している）
- ④ 最初に補助金の交付を受けた日の属する年度から10年度以内に当該施設等を休止し、又は廃止したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。
- ⑤ 補助金の交付を受けた日の属する年度に市税を滞納したとき。
- ⑥ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
  - ※ 市長がやむを得ない理由があると認める場合
    - ・災害により事業等の継続ができなくなった場合
    - ・企業経営の悪化により倒産した場合
    - ・要綱第12条第2項の規定による協議を行った結果、当該事業等の休止又は廃止の理由が、災害又は倒産と同程度のものとして判断されるものである場合

(2) 補助金等を返還させる場合

(1) により指定又は決定の取消しを行った者で補助金の交付の決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その者に対し、当該補助金の返還を命ずることができる。